

○内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一条第四号の規定に基づき、
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（外国所在為替取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第二十九条 法第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第五項において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第三十一条の三 法第十条の二第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在電子決済手段等取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第六項において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又

改正前

（外国所在為替取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第二十九条 法第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第四項において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第三十一条の三 法第十条の二第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在電子決済手段等取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第五項において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又

は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

(外国所在暗号資産交換業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準)

第三十一条の六 法第十条の四第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在暗号資産交換業者が、取引時確認等相当措置(同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第八項において同じ。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 「略」

2|| 法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者(以下この条において「預貯金取扱事業者」という。)に係る法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され

は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

(外国所在暗号資産交換業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準)

第三十一条の六 法第十条の四第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在暗号資産交換業者が、取引時確認等相当措置(同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第七項において同じ。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 「同上」

「項を加える。」

、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座について、当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、当該預金又は貯金口座に関する情報であつて取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供すること。

二 前号の規定により提供を受けた情報を整理し、及び分析し、必要に応じ、犯罪による収益の移転防止のために必要な措置を講ずること。

3|| 法第二条第二項第一号から第四十号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。）が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下この項において「外国所在営業所」という。）を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、第一項（当該特定事業者が預貯金取扱事業者である場合にあつては、前二項）に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

4|| 「一・二 略」

5|| 特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して為替取引を行う場合にあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で

2|| 法第二条第二項第一号から第四十号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。）が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下この項において「外国所在営業所」という。）を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

3|| 「一・二 同上」

4|| 特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して為替取引を行う場合にあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で

<p>定める措置は、<u>第一項</u>（当該特定金融機関が預貯金取扱事業者である場合にあつては、<u>同項及び第二項</u>）に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。</p> <p>〔一〜五 略〕</p> <p>6・7 〔略〕</p> <p>8 暗号資産交換業者が外国所在暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して暗号資産の移転を行う場合にあつては、<u>第十一条第四号</u>に規定する主務省令で定める措置は、<u>第一項</u>に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 <u>第五項第三号</u>に掲げる措置</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>9 〔略〕</p>	<p>定める措置は、<u>第一項</u>に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。</p> <p>〔一〜五 同上〕</p> <p>5・6 〔同上〕</p> <p>7 〔同上〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 <u>第四項第三号</u>に掲げる措置</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>8 〔同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。